

## 保安規程変更届出の概要

### 1. 変更理由

平成19年5月7日付け平成19・05・01原第8号「保安規程の変更命令について」により、保安規程を以下のとおり見直した。

### 2. 変更事項

#### (1) 主任技術者の位置付けに関すること

- ・主任技術者を選任する際は、独立性を確保し、十分な責任と権限を持たせると共に、責任範囲を適切な規模とすることについて追記した。

#### (2) 保安教育の充実に関すること

- ・保安教育を計画的に行うことが明らかになるように記載変更した。
- ・遵守すべき法令を追記した。

#### (3) 工事計画届出に関する規定の明確化に関すること

- ・工事を行うときは、工事計画届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に従い手続きが行われたことを確認することについて、新たに規定した。

以上